

大阪市告示第1614号

大阪市港湾環境整備負担金条例（昭和55年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）
第2条第1項に規定する負担対象工事を、同条第2項の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和6年11月25日

大阪市長 横山英幸

1 工事の種類

- (1) 条例第2条第1項第2号に規定する工事
- (2) 条例第2条第1項第5号に規定する工事

2 工事の名称

- (1) 前項第1号に掲げる工事
 - ア 臨港緑地の維持工事
 - イ 臨港緑地の維持工事（舞洲緑地・舞洲緑道、常吉西臨港緑地、コスモスクエア海浜緑地、野鳥園臨港緑地）
- (2) 前項第2号に掲げる工事
 - ア 公害汚泥排除工事
 - イ 港内清掃及び沈廃船処理工事

3 工事の実施された場所

- (1) 前項第1号アに掲げる工事
大阪市此花区、港区、大正区及び住之江区
- (2) 前項第1号イに掲げる工事
大阪市此花区（舞洲緑地・舞洲緑道、常吉西臨港緑地）、住之江区（コスモスクエア海浜緑地、野鳥園臨港緑地）

(3) 前項第2号に掲げる工事

大阪港港湾区域内

4 工事の完了した日

令和6年3月31日

5 工事に要した費用

(1) 第2項第1号アに掲げる工事

157,578 千円

(2) 第2項第1号イに掲げる工事

298,183 千円

(3) 第2項第2号アに掲げる工事

600,978 千円

(4) 第2項第2号イに掲げる工事

30,456 千円

6 負担区域

(1) 第2項第1号に掲げる工事

条例第5条第1項第1号に規定する区域

(2) 第2項第2号に掲げる工事

条例第5条第1項第2号に規定する区域

7 工事に要した費用に対する負担の割合

(1) 第2項第1号アに掲げる工事

2分の1

(2) 第2項第1号イに掲げる工事

16分の1

(3) 第2項第2号アに掲げる工事

32分の1

(4) 第2項第2号イに掲げる工事

2分の1

8 工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場若しくは事業場の敷地の面積の合計又はその面積の合計に負担区域内における工場若しくは事業場の設置予定区域として市長が定める区域の面積を加算した面積

(1) 第2項第1号に掲げる工事

16,375千平方メートル

(2) 第2項第2号に掲げる工事

17,248 千平方メートル

(大阪港湾局計画整備部工務課)